

一般講座 ノルディックウォーキング体験講座(全3回)

「ノルディックウォーキング」は誰でも気楽にでき、全身の90%以上の筋肉を使う簡単な有酸素運動です。講師による歩き方の説明ののち、周辺を散策する予定です。

日時 11月15・22・29日(各日曜日)

午前9時30分～11時30分

場所 B&G海洋センター(集合)

講師 長谷部 吉成 氏
(ノルディックウォーク公認指導員)

参加費 無料

定員 一般 先着15名

持ち物 運動のできる服装、飲み物、タオル、帽子、マスク

申込 中央公民館
☎0495-77-3671
FAX0495-77-5066

くらしの情報

神川幼稚園 園庭開放

幼稚園・保育園に入園していないお子さんを対象に、幼稚園の庭を遊び場として開放します。

日時 10月13日(火)

午前10時～11時30分

場所 園庭(雨天の場合は中止)

受付 職員室前(中門付近)

- ①参加者は職員室前(中門付近)からお入りください。
- ②飲み物は各自でお持ちください。
- ③個別に援助者につきません。必ず付き添いをお願いします。
- ④北駐車場をご利用ください。

問合せ 神川幼稚園
☎0495-77-4188
FAX0495-77-4188

福だるま絵付け体験

幸せな日々を願い、暖かく見守る福だるまの絵付け。新しい年をご自分で描いた、願いを込めただるまで迎えませんか。

日時 10月24日(土)

午後1時30分～4時

場所 多目的交流施設

講師 池川 隆氏
(高崎ダルマ元祖池田屋)

参加費 800円
(高さ約20cmのだるま)

定員 先着12名(幼稚園～一般どなたでも)

持ち物 汚れてもいい手拭きと服装、マスク

申込 多目的交流施設
☎0274-52-2588
FAX0274-52-2587

一般講座 季節の和菓子作り秋編

大河ドラマに何度も使われている「ねりきり」の職人さんから、その作り方を教わってみませんか？

今回は秋にちなんだお菓子を作ります。

日時 11月7日(土)

午前10時～11時30分

場所 多目的交流施設

講師 阿佐美 広 氏(あさ美製菓舗)

参加費 1,000円(1種類8個作成)

定員 一般 先着10名

持ち物 薄手のハンカチ、エプロン、手拭き、マスク

申込 多目的交流施設
☎0274-52-2588
FAX0274-52-2587

生涯学習 だより

公民館 今月の第一展示室

「クラフト展」

団体名 メルヘンクラフト

期間 10月23日(金)まで

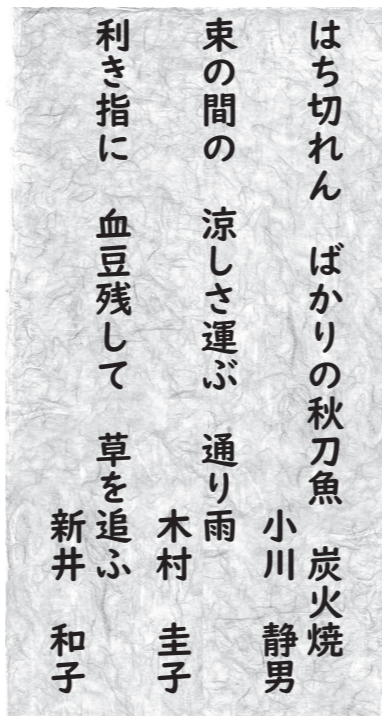
午前9時～午後5時

※期間は前後する場合があります。

問合せ 中央公民館

☎0495-77-3671

FAX0495-77-5066



【イベント等に関して】
新型コロナウイルス感染症の影響で、様々なイベント等が中止または延期となっています。広報の発行後にその判断がされる場合もありますので、ホームページ等で事前に確認してからお出かけいただきますようお願いいたします。

神川町シルバー人材センター 会員募集

60歳以上(令和2年4月現在)で就業していただける方を随時募集しています。ご興味のある方はお問合せください。

業務内容 除草、枝切り等

問合せ 神川町シルバー人材センター
☎0495-77-1769



ねんきんだより

問合せ 保険健康課 介護年金担当 ☎0495-77-2113 FAX0495-77-2117

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例を受けた期間がある場合、保険料を全額納付した場合に比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。

しかし、免除等の承認を受けた期間の保険料については、後から納付(追納)することにより老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。また、社会保険料控除により、所得税・住民税が軽減されます。

●追納に関する注意事項

- ①追納ができるのは追納が承認された月の前10年以内の免除等期間に限られています。
- ②免除等の承認をされた期間のうち、原則古い期間の分から納付することとなっています。
- ③免除等を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。詳細は日本年金機構のホームページをご覧ください。
- ④老齢基礎年金を受給することが出来る方は、追納できません。

○問合せ

熊谷年金事務所 048-522-5012

保険健康課 0495-77-2113

地域総務課 0274-52-3271

☆熊谷年金事務所 相談予約受付専用番号

年金事務所の相談窓口は非常に混雑しておりますので、事前にご予約をお願いします。

予約受付専用番号 0570-05-4890

町税の納め忘れはありませんか？

問合せ 税務課 管理担当 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117

町税(町県民税、固定資産税、軽自動車税)や国民健康保険税は全ての方が安心して健康に暮らすために、重要な役割を持っています。

福祉や保険といった社会保障、ゴミ処理、教育、道路整備など、さまざまな事業を進めるうえで、基礎となる非常に大切な財源であり、定められた期限までに自主的に納めていただくものです。

【納期限が過ぎると】

定められた納期限までに町税の納付の確認が取れない方には、督促状や催告書を送付し、納税を促します。また、滞納された町税には法令で定められた延滞金が加算されます。

町税を滞納したままの状態が続くと給与、預貯金、不動産など、財産の差押えが行われ、滞納になっている町税に充当する「滞納処分」が実施されることとなります。

【こんなときは納税相談を】

病気療養や失業、収入が大きく減少した場合など、やむを得ない家庭の事情や生活の困窮などにより、納期限内の納税が困難な方は督促をそのままにせず、お早めにご相談ください。

平日に仕事等で、納付や納税相談ができない方のために、毎月第2日曜日の午前中、役場税務課の窓口を開庁しています。お気軽にご利用ください。

【口座振替やコンビニ納付をご利用ください】

町税の納付は納め忘れのない口座振替が便利です。口座振替申込書に必要事項を記入のうえ、税務課の窓口などでお申し込みください。

コンビニやスマホアプリ(PayB)による決済でもお納めいただけます。

広告

広告は、広告主の責任において町が掲載したものです。